

条例施行規則（現行）

公布 平成15年 3月 7日横浜市規則第 17号
(省略)

最近改正 平成30年 5月25日横浜市規則第 49号

目次

(第1章から第8章の2まで省略)

第9章 地球環境の保全

第1節 温室効果ガスの排出の抑制 (第89条—第89条の4)

第2節 フロン類の排出の抑制 (第90条)
(第3節省略)

(以下省略)

条例施行規則（改正後）

公布 平成15年 3月 7日横浜市規則第 17号
(省略)

最近改正 平成31年 3月29日横浜市規則第 26号

目次

(第1章から第8章の2まで省略)

第9章 地球環境の保全

第1節 温室効果ガスの排出の抑制等 (第89条—第89条の4)

第2節 削除
(第3節省略)

第4節 低炭素電気の普及の促進 (第90条の5—第90条の7)

(以下省略)

（第1条から第5条の3まで省略）

第2章 指定事業所の設置等の手続等

第1節 指定事業所の設置の許可等

（省略）

第2節 削除

第3節 環境管理事業所

（第25条から第28条まで省略）

（環境管理事業所の公表）

第29条 条例第20条の規定による公表は、環境管理事業所に係る同条各号に掲げる事項を記載した書面を、環境創造局環境保全部環境管理課に備え置くことにより行うものとする。

（第30条から第53条まで省略）

第6章 地下水、土壌及び地盤環境の保全

第1節 地下水の水質の浄化対策

（省略）

第2節 土地の形質の変更に伴う公害の防止

（第57条省略）

（生活環境を保全するために必要な措置）

第58条 条例第62条の3第1項第3号の規則で定める措置は、特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための措置とする。

第2節の2 特定有害物質による土壌の汚染の防止等

（第59条省略）

（廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地等の調査）

第59条の2

（第1項及び第2項省略）

3 条例第64条の2第2項本文の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

（第1号及び第2号省略）

(3) 特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた年月日及び当該特定有害物質使用等事業所又は当該特定有害物質使用等事業所の敷地の一部であった土地において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類その他の条例土壌汚染状況調査（条例第66条第1項第1号に規定する条例土壌汚染状況調査をいう。以下同じ。）の対象となる土地（以下「調査対象地」という。）において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

（第4号から第6号まで省略）

（人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認）

第59条の3

（第1項省略）

（第1条から第5条の3まで省略）

第2章 指定事業所の設置等の手続等

第1節 指定事業所の設置の許可等

（省略）

第2節 削除

第3節 環境管理事業所

（第25条から第28条まで省略）

（環境管理事業所の公表）

第29条 条例第20条の規定による公表は、環境管理事業所に係る同条第1号及び第2号に掲げる事項を記載した書面を、環境創造局環境保全部環境管理課に備え置き、又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

（第30条から第53条まで省略）

第6章 地下水、土壌及び地盤環境の保全

第1節 地下水の水質の浄化対策

（省略）

第2節 土地の形質の変更に伴う公害の防止

（第57条省略）

（生活環境を保全するために必要な措置）

第58条 条例第62条の3第1項第4号の規則で定める措置は、特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための措置とする。

第2節の2 特定有害物質による土壌の汚染の防止等

（第59条省略）

（廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地等の調査）

第59条の2

（第1項及び第2項省略）

3 条例第64条の2第2項本文の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

（第1号及び第2号省略）

(3) 特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた年月日及び当該特定有害物質使用等事業所又は当該特定有害物質使用等事業所の敷地の一部であった土地において製造され、使用され、処理され、保管され、又は貯蔵されていた特定有害物質の種類その他の条例土壌汚染状況調査（条例第66条第1項第1号に規定する条例土壌汚染状況調査をいう。以下同じ。）の対象となる土地（以下「条例土壌汚染状況調査の対象地」という。）において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

4 前項の報告書には、条例土壌汚染状況調査の対象地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

（人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認）

第59条の3

（第1項省略）

2 前項の申請書には、条例第64条の2第2項本文に規定する特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地及び同項第3号の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした

2 市長は、前項の申請に係る同項第4号の土地の場所が次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、条例第64条の2第2項第3号の確認をするものとする。

（第1号及び第2号省略）

3 条例第64条の2第2項第3号の確認を受けた土地の所有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡し、又は当該土地の所有者等について相続、合併若しくは分割（当該確認に係る土地に関する権利を承継させるものに限る。）があったときは、その権利を譲り受けた者又は相続人、合併若しくは分割後存続する法人若しくは合併若しくは分割により設立した法人は、当該土地の所有者等の地位を承継する。

4 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書により届け出なければならない。

（第1号から第7号まで省略）

（第59条の4から第59条の6まで省略）

（条例第64条の2第2項第3号の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出）

第59条の7 条例第64条の2第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

（第1号から第5号まで省略）

（条例第64条の2第2項第3号の確認の取消しを行う場所）

第59条の8 条例第64条の2第6項（同条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第2項第3号の確認の取消しは、前条第3号の土地の場所について行うものとする。

（第59条の9省略）

（土地の形質の変更の届出）

第59条の10 条例第65条第1項の届出は、次に掲げる図面及び書類を添付して行うものとする。

(1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面

（第2号省略）

第59条の11 条例第65条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（第1号及び第2号省略）

(3) 土地の形質の変更の規模

(4) 土地の形質の変更の場所の全部又は一部が特定有害物質使用等事業所の敷地である土地である場合にあっては、当該特定有害物質使用等事業所の名称

（第5号省略）

図面を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請に係る同項第4号の土地の場所が次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、条例第64条の2第2項第3号の確認をするものとする。

（第1号及び第2号省略）

4 条例第64条の2第2項第3号の確認を受けた土地の所有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡し、又は当該土地の所有者等について相続、合併若しくは分割（当該確認に係る土地に関する権利を承継させるものに限る。）があったときは、その権利を譲り受けた者又は相続人、合併若しくは分割後存続する法人若しくは合併若しくは分割により設立した法人は、当該土地の所有者等の地位を承継する。

5 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

（第1号から第7号まで省略）

（第59条の4から第59条の6まで省略）

（条例第64条の2第2項第3号の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出）

第59条の7 条例第64条の2第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

（第1号から第5号まで省略）

2 前項の届出書には、条例第64条の2第2項本文に規定する特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地及び同項第3号の確認を受けた土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

（条例第64条の2第2項第3号の確認の取消しを行う場所）

第59条の8 条例第64条の2第6項（同条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第2項第3号の確認の取消しは、前条第1項第3号の土地の場所について行うものとする。

（第59条の9省略）

（条例第65条第1項の土地の形質の変更の届出）

第59条の10 条例第65条第1項の届出は、次に掲げる図面及び書類を添付して行うものとする。

(1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図

（第2号省略）

第59条の11 条例第65条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（第1号及び第2号省略）

(3) 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ

(4) 土地の形質の変更の場所の全部又は一部が特定有害物質使用等事業所の敷地である土地である場合にあっては、当該特定有害物質使用等事業所の名称及び当該特定有害物質使用等事業所において製造され、使用され、処理され、保管され、又は貯蔵されていた特定有害物質の種類

（第5号省略）

（土地の形質の変更の届出の対象とならない土地の規模）

第 59 条の 12 条例第 65 条第 1 項第 4 号の規則で定める規模は、2,000 平方メートルとする。

（土地の形質の変更の届出を要しない行為）

第 59 条の 13 条例第 65 条第 1 項第 5 号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

（条例第 65 条第 1 項の土地の形質の変更の届出の対象とならない土地の規模）

第 59 条の 12 条例第 65 条第 1 項第 4 号の規則で定める規模は、2,000 平方メートルとする。

（条例第 65 条第 1 項の土地の形質の変更の届出を要しない行為）

第 59 条の 13 条例第 65 条第 1 項第 5 号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

(5) 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下この節において「法施行規則」という。）第 25 条第 5 号の規定により市長が指定した土地において行われる土地の形質の変更

(条例土壤汚染状況調査の結果の提出に係る土地の所有者等の同意)

第 59 条の 13 の 2 条例第 65 条第 2 項の規定による土地の所有者等の同意は、同条第 1 項の規定による届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面により行うものとする。

(条例第 65 条第 2 項の調査の結果の提出)

第 59 条の 13 の 3 条例第 65 条第 2 項の結果の提出は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 条例土壤汚染状況調査を行った場所

(3) 条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さ（法施行規則第 4 条第 4 項に規定する最大形質変更深さをいう。以下同じ。）より 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等（法施行規則第 3 条第 2 項に規定する試料採取等をいう。以下同じ。）の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

(4) 条例土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

(5) 土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の条例土壤汚染状況調査の結果に関する事項

(6) 条例土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

(7) 条例土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

(8) 土地の形質の変更をしようとする者が条例土壤汚染状況調査に係る土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の氏名又は名称

2. 前項の報告書には、条例土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準)

第 59 条の 14 条例第 65 条第 2 項の規則で定める基準は、次のいずれかに該当することとする。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(3) 特定有害物質使用等事業所(特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置として第 36 条の構造を有する施設に係る事業所を除く。)の敷地である土地であること。

(第 4 号省略)

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る土壤汚染状況調査の命令)

第 59 条の 15 条例第 65 条第 2 項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 条例第 65 条第 2 項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由
- (2) 条例第 65 条第 2 項の規定による報告を行うべき期限

(区域の指定に係る基準)

第 59 条の 16 条例第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準のうち土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壤汚染対策法施行

位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準)

第 59 条の 14 条例第 65 条第 3 項の規則で定める基準は、次のいずれかに該当することとする。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(3) 特定有害物質使用等事業所の敷地である土地であること。

(第 4 号省略)

(条例第 65 条第 1 項に規定する届出に係る土地における条例土壤汚染状況調査の命令)

第 59 条の 15 条例第 65 条第 3 項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 条例第 65 条第 3 項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由
- (2) 条例第 65 条第 3 項に規定する命令に係る報告を行うべき期限

(条例第 65 条第 3 項に規定する命令に係る報告)

第 59 条の 15 の 2 条例第 65 条第 3 項の命令に係る報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例第 65 条第 3 項に規定する命令を受けた年月日
- (3) 条例土壤汚染状況調査を行った場所
- (4) 条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- (5) 条例土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- (6) 土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の条例土壤汚染状況調査の結果に関する事項
- (7) 条例土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- (8) 条例土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

2 前項の報告書には、条例土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

(区域の指定に係る基準)

第 59 条の 16 条例第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準のうち土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を法施行規則第 6 条第

規則（平成14年環境省令第29号。以下この節において「法施行規則」という。）第6条第3項第4号の規定により環境大臣が定める方法により測定した結果が、法施行規則別表第3の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

2 条例第66条第1項第1号の規則で定める基準のうち土壤に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を法施行規則第6条第4項第2号の規定により環境大臣が定める方法により測定した結果が、法施行規則別表第4の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

第59条の17 条例第66条第1項第2号に規定する規則で定める基準は、次のいずれにも該当することとする。

（第1号省略）

(2) 条例第66条の2第5項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置（条例第66条第1項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）が講じられていないこと。

（条例要措置区域の指定の告示）

第59条の18 条例第66条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の条例要措置区域（同条第4項に規定する条例要措置区域をいう。以下同じ。）の指定（同条第5項において準用する場合にあっては、指定の解除）の告示は、次に掲げる事項を明示して、横浜市報に登載して行うものとする。

（第1号から第3号まで省略）

(4) 当該条例要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置（条例第66条第5項において準用する場合にあっては、当該条例要措置区域において講じられた条例指示措置等（条例第66条の2第3項に規定する条例指示措置等をいう。以下同じ。）

（第2項省略）

（条例要措置区域内の土地の所有者等に対する指示）

第59条の19 条例第66条の2第1項本文に規定する指示は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(1) 汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所

(2) 条例要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由

(3) 汚染の除去等の措置を講ずべき期限

2 前項第1号に掲げる土地の場所は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壤又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。

3 第1項第3号に掲げる期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態、当該土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう定めるものとする。

3項第4号の規定により環境大臣が定める方法により測定した結果が、法施行規則別表第4の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

2 条例第66条第1項第1号の規則で定める基準のうち土壤に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を法施行規則第6条第4項第2号の規定により環境大臣が定める方法により測定した結果が、法施行規則別表第5の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

第59条の17 条例第66条第1項第2号に規定する規則で定める基準は、次のいずれにも該当することとする。

（第1号省略）

(2) 条例第66条の2第4項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置（条例第66条第1項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）が講じられていないこと。

（条例要措置区域の指定の告示）

第59条の18 条例第66条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の条例要措置区域（同条第4項に規定する条例要措置区域をいう。以下同じ。）の指定（同条第5項において準用する場合にあっては、指定の解除）の告示は、次に掲げる事項を明示して、横浜市報に登載して行うものとする。

（第1号から第3号まで省略）

(4) 当該条例要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置（条例第66条第5項において準用する場合にあっては、当該条例要措置区域において講じられた条例実施措置（条例第66条の2第1項第1号に規定する条例実施措置をいう。以下同じ。）

（第2項省略）

（条例汚染除去等計画の作成及び提出の指示）

第59条の19 条例第66条の2第1項本文に規定する指示は、書面により行うものとする。

（条例汚染除去等計画の作成及び提出の指示において示す事項）

第59条の19の2 条例第66条の2第1項本文の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域の場

所

(2) 条例汚染除去等計画（条例第 66 条の 2 第 1 項に規定する条例汚染除去等計画をいう。以下同じ。）を提出すべき期限

2 条例第 66 条の 2 第 1 項本文の措置を講ずべき期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域の場所、当該条例要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態、当該条例要措置区域内の土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。

3 第 1 項第 1 号の条例要措置区域の場所は、当該条例要措置区域若しくはその周辺の土地の土壌又は当該条例要措置区域若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において示すものとする。

4 第 1 項第 2 号の条例汚染除去等計画を提出すべき期限は、基準不適合土壌（法施行規則第 3 条の 2 第 1 号に規定する基準不適合土壌をいう。以下同じ。）のある範囲及び深さを把握するための調査に要する期間等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。

（土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示）

第 59 条の 20 条例第 66 条の 2 第 1 項ただし書に規定する指示は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下へ浸透させる行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

2 条例第 66 条の 2 第 1 項ただし書に規定する指示は、2 以上の者に対して行う場合には、当該 2 以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度を勘案して行うものとする。

3 前 2 条の規定は、条例第 66 条の 2 第 1 項ただし書に規定する指示について準用する。この場合において、前条第 2 項中「当該条例要措置区域内の土地の所有者等」とあるのは、「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）」と読み替えるものとする。

（条例第 66 条の 2 第 1 項の規定により指示する汚染の除去等の措置及び指示された汚染の除去等の措置と同等以上の効果を有すると認められるもの）

第 59 条の 21 条例第 66 条の 2 第 1 項の規定により指示する汚染の除去等の措置は、法施行規則別表第 6 の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める措置とする。

2 条例第 66 条の 2 第 1 項第 1 号の規則で定める汚染の除去等の措置は、法施行規則別表第 6 の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める汚染の除去等の措置とする。

（条例汚染除去等計画の記載事項）

第 59 条の 22 条例第 66 条の 2 第 1 項第 3 号の規則で定める

（土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示）

第 59 条の 20 条例第 66 条の 2 第 1 項ただし書に規定する指示は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させる行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

2 条例第 66 条の 2 第 1 項ただし書に規定する指示は、2 以上の者に対して行う場合には、当該 2 以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度に応じて講ずべき汚染の除去等の措置を定めて行うものとする。

3 前条の規定は、条例第 66 条の 2 第 1 項ただし書に規定する指示について準用する。この場合において、前条第 3 項中「当該土地の所有者等」とあるのは、「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）」と読み替えるものとする。

（指示事項）

第 59 条の 21 条例第 66 条の 2 第 2 項の規則で定める事項は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所及び期限とする。

（条例第 66 条の 2 第 2 項の規定により示された汚染の除去等の措置と同等以上の効果を有すると認められるもの）

第 59 条の 22 条例第 66 条の 2 第 3 項の規則で定める汚染の

除去等の措置は、法施行規則別表第5の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める汚染の除去等の措置とする。

事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域の所在地
- (3) 条例実施措置を選択した理由
- (4) 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで又は10の項第2号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により、条例汚染除去等計画の作成のために必要な情報を把握した場合にあっては、土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- (5) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について汚染の除去等の措置を講ずるときは、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- (6) 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が条例要措置区域内の帯水層に接する場合にあっては、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、揮散又は流出（以下この節において「飛散等」という。）、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講ずる措置
- (7) 前号に定めるもののほか、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために講ずる措置
- (8) 条例実施措置の施行中に基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- (9) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- (10) 土壌を掘削する範囲及び深さと地下水位との位置関係
- (11) 条例要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を把握するための法施行規則第6条第1項第2号に規定する土壌溶出量調査及び同号に規定する土壌含有量調査における試料採取の頻度並びに当該土壌の使用方法
- (12) 条例要措置区域の指定に係る条例土壌汚染状況調査と一の条例土壌汚染状況調査により指定された他の条例要措置区域から搬出された条例汚染土壌（条例第69条第1項に規定する条例汚染土壌をいう。以下同じ。）を使用する場合にあっては、当該他の条例要措置区域

の汚染状態及び当該条例汚染土壌の使用方法

(13) 条例実施措置の種類に応じ、法施行規則別表第7の中欄に定める事項

(条例汚染除去等計画の提出)

第59条の22の2 条例汚染除去等計画には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

(1) 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで又は10の項第2号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により、条例汚染除去等計画の作成のために必要な情報を把握した場合にあっては、汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

(2) 汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域の場所及び条例実施措置の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

(3) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について汚染の除去等の措置を講ずるときは、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

(軽微な変更)

第59条の22の3 条例第66条の2第3項の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 条例実施措置の着手予定時期の変更

(2) 条例実施措置の完了予定時期に係る変更であって、条例第66条の2第1項本文の規定により市長が示した措置を講ずべき期限までのもの

(3) 基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講ずる措置を当該措置と同等以上の効果を有する措置に変更するもの

(4) 条例実施措置の種類に応じ、法施行規則別表第7の下欄に定める事項に係る変更

(変更後の条例汚染除去等計画の提出)

第59条の22の4 条例第66条の2第3項の変更後の条例汚染除去等計画の提出は、変更後の同条第1項各号に掲げる事項を記載した計画により行うものとする。

(条例汚染除去等計画の変更の命令)

第59条の22の5 条例第66条の2第4項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

(条例実施措置に係る技術的基準)

第59条の22の6 条例第66条の2第4項の規則で定める技術的基準は、法施行規則第39条に規定する技術的基準の例による。

(条例実施措置を講ずべき旨の命令)

(条例指示措置等を講ずべき旨の命令)

第59条の23 条例第66条の2第4項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

第59条の23 条例第66条の2第8項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

(工事完了の報告及び条例実施措置完了の報告に係る手続)

第59条の23の2 条例第66条の2第9項に規定する報告は、次項から第5項までに定めるところにより行うものと

する。

2. 次に掲げる措置の実施が完了した場合は、次項各号に掲げる事項を記載した報告書を提出するものとする。

(1) 法施行規則別表第8の2の項の原位置封じ込めに係る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施が完了した場合

(2) 法施行規則別表第8の3の項の遮水工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施が完了した場合

(3) 法施行規則別表第8の4の項の地下水汚染の拡大の防止に係る措置の実施のうち、同項の下欄第2号に掲げる透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止のイからハまでの実施が完了した場合

(4) 法施行規則別表第6の1の項から6の項までの上欄に掲げる土地に該当する条例要措置区域において条例実施措置を講じた場合であり、法施行規則別表第8の5の項の土壤汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項の下欄第1号に掲げる基準不適合土壤の掘削による除去のイからニまでの実施が完了した場合又は同欄第2号に掲げる原位置での浄化による除去のイからハまでの実施が完了した場合

(5) 法施行規則別表第8の6の項の遮断工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施が完了した場合

(6) 法施行規則別表第8の7の項の不溶化に係る措置の実施のうち、同項の下欄第1号に掲げる原位置不溶化のイからホまでの実施が完了した場合又は同欄第2号に掲げる不溶化埋め戻しのイからホまでの実施が完了した場合

3. 前項の報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 条例要措置区域の所在地

(3) 条例実施措置の種類

(4) 条例実施措置の着手時期及び前項各号に掲げる措置の実施が完了した時期

(5) 条例要措置区域外から搬入された土壤を使用した場合にあつては、法施行規則第40条第2項第3号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

(6) 第59条の22の3第3号に規定する軽微な変更を行った場合にあつては、変更後の基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講じた措置

(7) 条例実施措置の種類の違いに応じ、法施行規則別表第9の中欄に定める工事完了の報告事項

4. 条例実施措置に係る全ての措置の実施が完了した場合は、次に掲げる事項を記載した報告書を提出するものとする。

（条例要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外）

第59条の24 条例第66条の3第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 次のいずれにも該当しない行為

ア 条例指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

（イ及びウ省略）

(2) 条例指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であって、その施行方法が法施行規則第43条第2号の規定により環境大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの

(3) 次のいずれかに該当する条例要措置区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が前号の環境大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの

ア 法施行規則別表第5の1の項の上欄に掲げる土地に該当する条例要措置区域であって、地下水の水質の測定が講じられているもの

イ 法施行規則別表第5の1の項から4の項まで及び6の項の上欄に掲げる土地（同表の1の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第三種特定有害物質（法施行規則第4条第3項第2号ロに規定する第三種特定有害物質をいう。以下この条において同じ。）による汚染状態が第二溶出量基準（法施行規則第9条第1項第2号の第二溶出量基準をいう。以下この節において同じ。）に適合しない土地を除く。）に該当する条例要措置区域であって、原位置封じ込め（法施行規則別表第5の2の項の中欄に規定する原位置封じ込めをいう。以下この条において同じ。）が講じられているもの（法施行規則別表第6の2の項の下欄に掲げる原

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 条例要措置区域の所在地

(3) 条例実施措置の種類

(4) 条例実施措置の着手時期及び条例実施措置に係る全ての措置の実施が完了した時期

(5) 条例実施措置の種類に応じ、法施行規則別表第9の下欄に定める措置完了の報告事項

5 第2項及び前項の報告書には、条例実施措置が講じられた条例要措置区域の場所及び条例実施措置の施行方法を明らかにした書類及び図面を添付しなければならない。

（条例要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外）

第59条の24 条例第66条の3第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 次のいずれにも該当しない行為

ア 条例実施措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

（イ及びウ省略）

(2) 土壤汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壤の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであつて、次のいずれにも該当するもの

ア 基準不適合土壤、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの

イ 掘削に当たつて水等を用いる場合にあつては、当該水等により基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの

(3) 条例実施措置と一体として行われる土地の形質の変更であつて、その施行方法が法施行規則第40条第2項第1号の規定により環境大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの

(4) 次のいずれかに該当する条例要措置区域内における土地の形質の変更であつて、その施行方法が前号の環境大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの

ア 法施行規則別表第6の1の項の上欄に掲げる土地に該当する条例要措置区域であつて、地下水の水質の測定が講じられているもの

イ 法施行規則別表第6の1の項から4の項まで及び6の項の上欄に掲げる土地（同表の1の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第三種特定有害物質（法施行規則第4条第3項第2号ロに規定する第三種特定有害物質をいう。以下この節において同じ。）による汚染状態が第二溶出量基準（法施行規則第9条第1項第2号の第二溶出量基準をいう。以下この節において同じ。）に適合しない土地を除く。）に該当する条例要措置区域であつて、原位置封じ込め（法施行規則別表第6の2の項の中欄に規定する原位置封じ込めをいう。以下この条において同じ。）が講じられているもの（法施行規則別表第8の2の項の原位置封じ込め

位置封じ込めに係る工程のうち、ト及びチ以外の工程が完了しているものに限る。）

ウ 法施行規則別表第5の1の項から4の項まで及び6の項の上欄に掲げる土地（同表の1の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する条例要措置区域であって、遮水工封じ込め（法施行規則別表第5の2の項の中欄に規定する遮水工封じ込めをいう。以下この条において同じ。）が講じられているもの（法施行規則別表第6の3の項の下欄に掲げる遮水工封じ込めに係る工程のうち、ト及びチ以外の工程が完了しているものに限る。）

エ 法施行規則別表第5の1の項から6の項までの上欄に掲げる土地に該当する条例要措置区域であって、地下水汚染の拡大の防止が講じられているもの

オ 土壤汚染の除去（法施行規則別表第5の2の項の下欄に規定する土壤汚染の除去をいう。）が講じられている条例要措置区域（法施行規則別表第6の5の項の下欄第1号に掲げる除去に係る工程のうち、ハ以外の工程が完了しているもの又は同欄第2号に掲げる除去に係る工程のうち、ハ以外の工程が完了しているものに限る。）

カ 法施行規則別表第5の1の項及び3の項から6の項までの上欄に掲げる土地（同表の1の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壤の第一種特定有害物質（法施行規則第4条第3項第2号イに規定する第一種特定有害物質をいう。以下この条において同じ。）による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する条例要措置区域であって、遮断工封じ込め（法施行規則別表第5の3の項の下欄イに規定する遮断工封じ込めをいう。以下この条において同じ。）が講じられているもの（法施行規則別表第6の6の項の下欄に掲げる遮断工封じ込めに係る工程のうち、チ及びリ以外の工程が完了しているものに限る。）

キ 法施行規則別表第5の1の項及び4の項の上欄に掲げる土地（同表の1の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壤の第一種特定有害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地及び土壤の第二種特定有害物質（法施行規則第4条第3項第2号ロに規定する第二種特定有害物質をいう。以下この節において同じ。）による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する条例要措置区域であって、不溶化（法施行規則別表第5の4の項の下欄イに規定する不溶化をいう。）が講じられているもの（法施行規則別表第6の7の項の下欄第1号に掲げる原位置不溶化に係る工程のうち、ホ以外の工程が完了しているもの又は同欄第2号に掲げる不溶化埋め戻しに係る工程のうち、ホ以外の工程が完了しているものに限る。）

に係る措置の実施のうち、同項の下欄のイからチまでの実施が完了しているものに限る。）

ウ 法施行規則別表第6の1の項から4の項まで及び6の項の上欄に掲げる土地（同表の1の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する条例要措置区域であって、遮水工封じ込め（法施行規則別表第6の2の項の中欄に規定する遮水工封じ込めをいう。以下この条において同じ。）が講じられているもの（法施行規則別表第8の3の項の遮水工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施が完了しているものに限る。）

エ 法施行規則別表第6の1の項から6の項までの上欄に掲げる土地に該当する条例要措置区域であって、地下水汚染の拡大の防止が講じられているもの

オ 土壤汚染の除去（法施行規則別表第6の2の項の下欄に規定する土壤汚染の除去をいう。）が講じられている条例要措置区域（法施行規則別表第8の5の項の土壤汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項の下欄第1号に掲げる基準不適合土壤の掘削による除去のイから二までの実施が完了しているもの又は同欄第2号に掲げる原位置での浄化による除去のイからハまで及びホの実施が完了しているものに限る。）

カ 法施行規則別表第6の1の項及び3の項から6の項までの上欄に掲げる土地（同表の1の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壤の第一種特定有害物質（法施行規則第4条第3項第2号イに規定する第一種特定有害物質をいう。以下この条において同じ。）による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する条例要措置区域であって、遮断工封じ込め（法施行規則別表第6の3の項の下欄イに規定する遮断工封じ込めをいう。以下この条において同じ。）が講じられているもの（法施行規則別表第8の6の項の遮断工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施が完了しているものに限る。）

キ 法施行規則別表第6の1の項及び4の項の上欄に掲げる土地（同表の1の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壤の第一種特定有害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地及び土壤の第二種特定有害物質（法施行規則第4条第3項第2号ロに規定する第二種特定有害物質をいう。以下この節において同じ。）による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する条例要措置区域であって、不溶化（法施行規則別表第6の4の項の下欄イに規定する不溶化をいう。）が講じられているもの（法施行規則別表第8の7の項の不溶化に係る措置の実施のうち、同項の下欄第1号に掲げる原位置不溶化のイからホまでの措置の実施が完了しているもの又は同欄第2号に掲げる不溶化埋め戻しのイからホまでの実施が完了しているものに限る。）

（土地の形質の変更の例外）

（帯水層の深さに係る確認の申請）

第 59 条の 25 前条第 1 号イの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

（第 2 項省略）

3 市長は、第 1 項の申請があったときは、同項第 3 号の井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第 4 号の観測の結果からみて前項第 3 号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、前条第 1 号イの確認をするものとする。

4 市長は、前条第 1 号イの確認をする場合において、当該確認に係る地下水水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水水位及び帯水層の深さを市長に定期的に報告することその他の条件を付することができる。

5 市長は、前条第 1 号イの確認をした後において、前項の報告その他の資料により当該確認に係る条例要措置区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったとき、又は前項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。

（土地の形質の変更に係る確認の申請）

第 59 条の 26 第 59 条の 24 第 2 号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

（第 1 号省略）

(2) 土地の形質の変更(当該土地の形質の変更と一体として行われる条例指示措置等を含む。以下この条において同じ。)を行う条例要措置区域の所在地

（第 3 号から第 6 号まで省略）

（第 2 項省略）

3 市長は、第 1 項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第 59 条の 24 第 2 号の確認をするものとする。

(1) 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる条例指示措置等との間に一体性が認められること。

(2) 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が法施行規則第 43 条第 2 号の規定により環境大臣が定める基準に適合していること。

第 59 条の 24 の 2 一の条例土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の条例要措置区域の間において、一の条例要措置区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例要措置区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあつては、当該土地の形質の変更は、当該条例汚染土壌が当該他の条例要措置区域に搬入された日から 60 日以内に終了するものとする。

（帯水層の深さに係る確認の申請）

第 59 条の 25 第 59 条の 24 第 1 号イの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

（第 2 項省略）

3 市長は、第 1 項の申請があったときは、同項第 3 号の井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第 4 号の観測の結果からみて前項第 3 号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、第 59 条の 24 第 1 号イの確認をするものとする。

4 市長は、第 59 条の 24 第 1 号イの確認をする場合において、当該確認に係る地下水水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水水位及び帯水層の深さを市長に定期的に報告することその他の条件を付することができる。

5 市長は、第 59 条の 24 第 1 号イの確認をした後において、前項の報告その他の資料により当該確認に係る条例要措置区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったとき、又は同項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。

（土地の形質の変更に係る確認の申請）

第 59 条の 26 第 59 条の 24 第 3 号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

（第 1 号省略）

(2) 土地の形質の変更(当該土地の形質の変更と一体として行われる条例実施措置を含む。以下この条において同じ。)を行う条例要措置区域の所在地

（第 3 号から第 6 号まで省略）

(7) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

(8) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

（第 2 項省略）

3 市長は、第 1 項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第 59 条の 24 第 3 号の確認をするものとする。

(1) 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる条例実施措置との間に一体性が認められること。

(2) 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が法施行規則第 40 条第 2 項第 1 号の規定により環境大臣が定める基準に適合していること。

（第3号省略）

（土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請）

第59条の27 第59条の24第3号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

（第1号から第6号まで省略）

(7) 土地の形質の変更を行う条例要措置区域において講じられている汚染の除去等の措置

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が法施行規則第43条第2号の規定により環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、第59条の24第3号の確認をするものとする。

（条例形質変更時要届出区域の指定の告示）

第59条の28 条例第67条第3項において準用する条例第66条第2項の規定による条例形質変更時要届出区域（条例第67条第2項に規定する条例形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）の指定及びその解除の告示は、次に掲げる事項を明示して、横浜市報に登載して行うものとする。

（第1号から第3号まで省略）

（第3号省略）

（土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請）

第59条の27 第59条の24第4号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

（第1号から第6号まで省略）

(7) 土地の形質の変更を行う条例要措置区域において講じられている条例実施措置

(8) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

(9) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

(10) 条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更（当該土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さより1メートルを超える深さの位置に汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合の土地の形質の変更を除く。次項第3号、第59条の29第1項第5号、第59条の30第1項第6号及び第59条の32第1項第10号において同じ。）をしようとするときは、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした条例要措置区域の図面

(2) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

(3) 条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしようとするときは、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が法施行規則第40条第2項第1号の規定により環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、第59条の24第4号の確認をするものとする。

（条例形質変更時要届出区域の指定の告示）

第59条の28 条例第67条第3項において準用する条例第66条第2項の規定による条例形質変更時要届出区域（条例第67条第2項に規定する条例形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）の指定及びその解除の告示は、次に掲げる事項を明示して、横浜市報に登載して行うものとする。

（第1号から第3号まで省略）

(4) 当該条例形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの（当該土地の土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）にあっては、その旨

(5) 昭和 52 年 3 月 15 日以降に公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。）が埋め立てられている場所を除く。）であり、かつ、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来すると認められるもの（当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）にあっては、その旨

(6) 次に掲げる土地の条例形質変更時要届出区域であって公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地にあっては、その旨

（ア及びイ省略）

(7) 指定の解除の告示の場合は、当該条例形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

（第 2 項省略）

（条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の

(4) 当該条例形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの（当該土地の土壌の第二種特定有害物質（土壌汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号。以下この節において「法施行令」という。）第 1 条第 5 号に掲げる特定有害物質を除く。）による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）にあっては、その旨（法施行規則第 10 条の 2 第 2 項に規定する自然由来盛土等に使用した土壌がある区域である場合にあっては、その旨を含む。）

(5) 当該条例形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであって、次のいずれにも該当すると認められるものにあっては、その旨

ア 昭和 52 年 3 月 15 日以降に公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。）が埋め立てられている場所を除く。）又は大正 11 年 4 月 10 日から昭和 52 年 3 月 14 日までに公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壌の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及び法施行令第 1 条第 5 号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）であって、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの

イ 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であって、法施行規則第 3 条の 2 第 1 号に掲げる土地の区分に分類した土地であること又は条例土壌汚染状況調査その他法施行規則第 3 条から第 15 条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、当該汚染状態が人為等に由来する土地でないと認められるもの

(6) 条例形質変更時要届出区域内の土地が公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地として次のいずれにも該当すると認められる土地にあっては、その旨

（ア及びイ省略）

(7) 指定の解除の告示の場合は、当該条例形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

（第 2 項省略）

（条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の

届出)

第 59 条の 29 条例第 67 条の 2 第 1 項本文の規定による届出は、次に掲げる図面を添付して行うものとする。
(第 1 号から第 4 号まで省略)

第 59 条の 30 条例第 67 条の 2 第 1 項本文に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。
(第 1 号から第 3 号まで省略)

(4) その他市長が特に必要と認める事項

(条例形質変更時届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為)

第 59 条の 31 条例第 67 条の 2 第 1 項第 1 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 次のいずれにも該当しない行為
(アからウまで省略)

届出)

第 59 条の 29 条例第 67 条の 2 第 1 項本文の規定による届出は、次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。
(第 1 号から第 4 号まで省略)

(5) 条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしようとするときは、法施行規則第 3 条から第 15 条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

2. 法施行規則別表第 8 の 1 の項第 2 号、2 の項、3 の項、4 の項第 2 号、5 の項から 7 の項まで若しくは 10 の項第 2 号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法又はこれらと同等な方法により、土地の形質の変更をしようとする条例形質変更時届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、当該汚染状態を明らかにした図面を添付することができる。

第 59 条の 30 条例第 67 条の 2 第 1 項本文に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。
(第 1 号から第 3 号まで省略)

(4) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

(5) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

(6) 条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしようとするときは、法施行規則第 3 条から第 15 条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

(7) その他市長が特に必要と認める事項

2. 法施行規則別表第 8 の 1 の項第 2 号、2 の項、3 の項、4 の項第 2 号、5 の項から 7 の項まで若しくは 10 の項第 2 号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法又はこれらと同等な方法により、土地の形質の変更をしようとする条例形質変更時届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができる。

(条例形質変更時届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為)

第 59 条の 31 条例第 67 条の 2 第 1 項第 1 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 次のいずれにも該当しない行為
(アからウまで省略)

- (2) 土地の形質の変更であって、その施行方法が法施行規則第43条第2号の規定により環境大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの
- 2 第59条の25の規定は、前項第1号イの確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条第1項第2号及び第3号並びに第2項第2号中「条例要措置区域」とあるのは「条例形質変更時要届出区域」と、同条第3項から第5項までの規定中「前条第1号イ」とあるのは「第59条の31第1項第1号イ」と、同条第5項中「条例要措置区域」とあるのは「条例形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。
- 3 第59条の27の規定は、第1項第2号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条第1項第2号及び第7号中「条例要措置区域」とあるのは「条例形質変更時要届出区域」と、同条第2項中「第59条の24第3号」とあるのは「第59条の31第1項第2号」と読み替えるものとする。
- (第4項及び第5項省略)
(既に土地の形質の変更に着手している者の届出)
- 第59条の32 条例第67条の2第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。
(第1号及び第2号省略)
- (3) 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法
- (4) 土地の形質の変更の着手日
- (5) 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日

- エ 一の条例土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の条例形質変更時要届出区域の間において、他の条例形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壤を、自ら使用し、又は他人に使用させるために、当該条例形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更を行うこと。
- オ 一の条例土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の条例形質変更時要届出区域の間において、一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壤を他の条例形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させること。
- (2) 土壤汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壤の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであって、次のいずれにも該当すること。
- ア 基準不適合土壤又は特定有害物質のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの
- イ 掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等により基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの
- (3) 土地の形質の変更であって、その施行方法が法施行規則第40条第2項第1号の規定により環境大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの
- 2 第59条の25の規定は、前項第1号イの確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条中「条例要措置区域」とあるのは、「条例形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。
- 3 第59条の27の規定は、第1項第3号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条中「条例要措置区域」とあるのは、「条例形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。
- (第4項及び第5項省略)
(既に土地の形質の変更に着手している者の届出)
- 第59条の32 条例第67条の2第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。
(第1号及び第2号省略)
- (3) 土地の形質の変更の種類
- (4) 土地の形質の変更の場所
- (5) 土地の形質の変更の施行方法
- (6) 土地の形質の変更の着手日
- (7) 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日
- (8) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合の対応方法

2 第 59 条の 29 の規定は、前項の届出について準用する。
この場合において、同条第 1 号及び第 2 号中「変更をしようとする」とあるのは、「変更をしている」と読み替えるものとする。

（非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出）

第 59 条の 33 第 59 条の 29 及び前条第 1 項の規定は、条例第 67 条の 2 第 3 項の届出について準用する。この場合において、第 59 条の 29 第 1 号及び第 2 号中「変更をしようとする」とあり、及び前条第 1 項第 2 号中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、同項第 5 号中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。

（土地の形質の変更の施行方法に関する基準）

第 59 条の 34 条例第 67 条の 2 第 4 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 土地の形質の変更に当たり、土壤溶出量基準若しくは土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) 土地の形質の変更に当たり、土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が当該条例形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 第 59 条の 28 第 4 号又は第 5 号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合

イ 第 59 条の 28 第 6 号に該当する区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が法施行規則第 53 条第 2 号ロの規定により環境大臣が定める基準に適合するものである場合

(9) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

(10) 条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしているときは、法施行規則第 3 条から第 15 条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

2 第 59 条の 29 の規定は、前項の届出について準用する。
この場合において、同条中「変更をしようとする」とあるのは、「変更をしている」と読み替えるものとする。

（非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出）

第 59 条の 33 第 59 条の 29 及び前条第 1 項（第 8 号及び第 9 号を除く。）の規定は、条例第 67 条の 2 第 3 項の届出について準用する。この場合において、第 59 条の 29 中「変更をしようとする」とあり、及び前条第 1 項中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、同項第 7 号中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。

（土地の形質の変更の施行方法に関する基準）

第 59 条の 34 条例第 67 条の 2 第 4 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が条例形質変更時要届出区域内の帯水層に接する場合には、土地の形質の変更の施行方法が法施行規則第 40 条第 2 項第 1 号の規定により環境大臣が定める基準に適合すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 第 59 条の 28 第 4 号又は第 5 号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合

イ 第 59 条の 28 第 6 号に該当する区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が法施行規則第 53 条第 1 号ロの規定により環境大臣が定める基準に適合するものである場合

- (2) 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 条例形質変更時要届出区域の指定に係る条例土壤汚染状況調査と一の条例土壤汚染状況調査により指定された他の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壤を使用する場合にあつては、当該土壤の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない

- (3) 土地の形質の変更を行った後、条例第66条の2第5項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

(第59条の35及び第59条の36省略)

(台帳)

第59条の37

(第1項省略)

- 2 前項の帳簿及び図面は、条例要措置区域等（条例第68条第1項に規定する条例要措置区域等をいう。以下同じ。）、条例土壤汚染状況調査が行われその結果が条例第66条第1項第1号の規則で定める基準に適合している土地（以下「条例基準適合地」という。）又は要措置区域等（条例第68条第1項に規定する要措置区域等をいう。以下同じ。）若しくは条例要措置区域等の指定が解除された土地（以下この条において「指定解除地」という。）ごとに調製するものとする。

(第3項及び第4項省略)

- 5 指定解除地に係る第1項の帳簿は、当該要措置区域等又は条例要措置区域等の帳簿に当該指定の解除をした旨を記載したものとする。
- 6 第1項の図面は、次のとおりとする。
- (1) 条例土壤汚染状況調査において土壤その他の試料の採取を行った地点を明示した図面

- (2) 汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明示した図面

ようにすること。

- (4) 土地の形質の変更を行った後、条例第66条の2第4項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

(土地の形質の変更の例外)

第59条の34の2 一の条例土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の条例形質変更時要届出区域の間において、一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壤を他の条例形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該条例汚染土壤が当該他の条例形質変更時要届出区域に搬入された日から60日以内に終了するものとする。

(第59条の35及び第59条の36省略)

(台帳)

第59条の37

(第1項省略)

- 2 前項の帳簿及び図面は、条例要措置区域等（条例第68条第1項に規定する条例要措置区域等をいう。以下同じ。）、条例土壤汚染状況調査が行われその結果が条例第66条第1項第1号の規則で定める基準に適合している土地（以下「条例基準適合地」という。）又は条例要措置区域等の指定が解除された土地（以下この条において「指定解除地」という。）ごとに調製するものとする。

(第3項及び第4項省略)

- 5 指定解除地に係る第1項の帳簿は、当該条例要措置区域等の帳簿に当該指定の解除をした旨を記載したものとする。
- 6 第1項の図面は、次のとおりとする。
- (1) 条例土壤汚染状況調査において土壤その他の試料の採取を行った地点及び条例要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

(2) 条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合（第6号に掲げる場合を除く。）は、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面

(3) 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで若しくは10の項第2号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法又はこれらと同等な方法により、条例要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

(4) 汚染の除去等の措置の実施場所及び施行方法を明らかにした図面

(5) 土地の形質の変更を行った場合にあっては、条例実施措置又は土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

(6) 条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等

- (3) 当該土地の周辺の地図
- (4) 条例第 68 条の 2 第 1 項の規定により地下水の水質を測定した場合にあっては、当該地下水の採取を行った地点を明示した図面

7 帳簿の記載事項及び図面に変更があったときは、市長は、速やかにこれを訂正しなければならない。

(第 59 条の 38 省略)

(搬出しようとする土壤に係る規則で定める基準に適合する旨の認定)

第 59 条の 39 条例第 69 条第 1 項の規定による市長の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 条例第 69 条第 1 項の調査（以下「条例認定調査」という。）の方法の種類

(第 4 号から第 7 号まで省略)

2 市長は、前項の申請があったときは、法施行規則第 60 条

の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講じたとき、又は土地の形質の変更をしたときにあっては、法施行規則第 3 条から第 15 条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

- (7) 条例第 69 条第 1 項の調査（以下「条例認定調査」という。）を行った場合にあっては、土壤の掘削の対象となる土地の区域の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

- (8) 条例要措置区域等の周辺の地図

- (9) 条例第 68 条の 2 第 1 項の規定により地下水の水質を測定した場合にあっては、当該地下水の採取を行った地点を明らかにした図面

7 台帳には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 条例要措置区域等の指定に係る条例土壤汚染状況調査の土壤その他の試料の分析の結果

- (2) 法施行規則別表第 8 の 1 の項第 2 号、2 の項、3 の項、4 の項第 2 号、5 の項から 7 の項まで若しくは 10 の項第 2 号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法又はこれらと同等な方法により、条例要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤その他の試料の分析の結果

- (3) 条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講じたとき、又は土地の形質の変更をしたときにあっては、法施行規則第 3 条から第 15 条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤その他の試料の分析結果

- (4) 条例要措置区域外から搬入された土壤を使用した場合にあっては、法施行規則第 40 条第 2 項第 3 号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤の分析の結果その他の調査の結果に関する事項

8 帳簿の記載事項、図面又は書類に変更があったときは、市長は、速やかにこれを訂正しなければならない。

(第 59 条の 38 省略)

(搬出しようとする土壤に係る規則で定める基準に適合する旨の認定)

第 59 条の 39 条例第 69 条第 1 項の規定による市長の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 条例認定調査の方法の種類

(第 4 号から第 7 号まで省略)

2 前項の申請書には、同項の認定を受けようとする範囲及び条例要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

3 市長は、第 1 項の申請があったときは、法施行規則第 60

第2項の規定の例により、条例第69条第1項の認定をするものとする。

(条例汚染土壌の搬出の届出)

第59条の40 条例第69条第1項の規定による届出は、次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(1) 条例汚染土壌 (条例第69条第1項に規定する条例汚染土壌をいう。以下同じ。) の場所を明らかにした条例要措置区域等の図面

(第2号から第5号省略)

(6) 条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者（法第16条第4項第2号に規定する汚染土壌処理業者をいう。以下同じ。）に委託したことを証する書類

(7) 条例汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証（汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第14条第1項に規定する許可証をいう。第59条の43第2項第6号において同じ。）の写し

第59条の41 条例第69条第1項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(第1号及び第2号省略)

(3) 条例汚染土壌の搬出、運搬及び処理の完了予定日
(第4号から第6号まで省略)

(7) その他市長が特に必要と認める事項

(第59条の42省略)

(非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌の搬出をした場合の届出)

第59条の43 条例第69条第3項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

第3項の規定の例により、条例第69条第1項の認定をするものとする。

(条例汚染土壌の搬出の届出)

第59条の40 条例第69条第1項の規定による届出は、次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(1) 条例汚染土壌の場所を明らかにした条例要措置区域等の図面

(第2号から第5号省略)

(6) 条例汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる書類

ア 条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者（法第16条第4項第2号に規定する汚染土壌処理業者をいう。以下同じ。）に委託したことを証する書類

イ 条例汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証（汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第17条第1項に規定する許可証をいう。第59条の43第2項第5号イにおいて同じ。）の写し

(7) 条例汚染土壌を条例第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更を使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面

ア 一の条例要措置区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例要措置区域（以下「搬出先の条例要措置区域」という。）内の土地の形質の変更又は一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例形質変更時要届出区域（以下「搬出先の条例形質変更時要届出区域」という。）内の土地の形質の変更自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面

イ 条例要措置区域及び搬出先の条例要措置区域又は条例形質変更時要届出区域及び搬出先の条例形質変更時要届出区域が一の条例土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された条例要措置区域等であることを証する書類

第59条の41 条例第69条第1項第9号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(第1号及び第2号省略)

(3) 条例汚染土壌の搬出及び運搬の完了予定日
(第4号から第6号まで省略)

(7) 条例汚染土壌を処理する場合にあっては、処理の完了予定日

(8) 条例汚染土壌を条例第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更を使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更の完了予定日

(9) その他市長が特に必要と認める事項

(第59条の42省略)

(非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌の搬出をした場合の届出)

第59条の43 条例第69条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 非常災害のために搬出した条例汚染土壌を搬出先から再度搬出を行う場合 次に掲げる事項
- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 条例要措置区域等の所在地
- ウ 条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- エ 条例汚染土壌の体積
- オ 条例汚染土壌の搬出先
- カ 条例汚染土壌の搬出の着手日
- キ 条例汚染土壌の搬出の完了日
- ク 条例汚染土壌の搬出の着手予定日
- ケ 条例汚染土壌の運搬の方法
- コ 条例汚染土壌を運搬する者及び当該条例汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
- サ 条例汚染土壌の運搬及び処理の完了予定日
- シ 条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先
- ス 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- セ 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- ソ 条例汚染土壌を処理する施設の所在地
- タ その他市長が特に必要と認める事項
- (2) 非常災害のために搬出した条例汚染土壌を搬出先から再度搬出を行わない場合 前号アからキまで及びタに掲げる事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例要措置区域等の所在地
- (3) 条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (4) 条例汚染土壌の体積
- (5) 条例汚染土壌の搬出先
- (6) 条例汚染土壌の搬出の着手日
- (7) 条例汚染土壌の搬出の完了日
- (8) 条例汚染土壌の搬出先から再度搬出を行う場合にあっては、当該搬出の着手予定日
- (9) 条例汚染土壌の運搬の方法
- (10) 条例汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称
- (11) 条例汚染土壌の運搬の完了予定日
- (12) 条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先
- (13) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- (14) 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- (15) 条例汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる事項
- ア 条例汚染土壌を処理する施設の所在地
- イ 条例汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
- ウ 条例汚染土壌の処理の完了予定日
- (16) 条例汚染土壌を条例第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項
- ア 搬出先の条例要措置区域等の所在地

2 前項第1号に掲げる事項を記載した届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(第1号から第4号まで省略)

(5) 条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類

(6) 条例汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し

(第59条の44から第59条の54まで省略)

(処理受託者の管理票の写しの保存期間)

第59条の55 条例第69条の5第8項の規則で定める期間は、5年とする。

イ 当該土地の形質の変更の完了予定日
(17) その他市長が特に必要と認める事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(第1号から第4号まで省略)

(5) 条例汚染土壌の処理を行う場合にあっては、次に掲げる書類

ア 条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類

イ 条例汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理施設に関する法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し

(6) 条例汚染土壌を条例第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる図面及び書類

ア 一の条例要措置区域から搬出された条例汚染土壌を搬出先の条例要措置区域内の土地の形質の変更又は一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壌を搬出先の条例形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面

イ 条例要措置区域及び搬出先の条例要措置区域又は条例形質変更時要届出区域及び搬出先の条例形質変更時要届出区域が一の条例土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された条例要措置区域等であることを証する書類

(第59条の44から第59条の54まで省略)

(処理受託者の管理票の保存期間)

第59条の55 条例第69条の5第8項の規則で定める期間は、5年とする。

(準用)

第59条の55の2 第59条の45から前条までの規定は、条例汚染土壌を他人に条例第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>読み替える規定</u>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>
<u>第59条の45第3号</u>	<u>処理受託者（条例第69条の5第4項に規定する処理受託者をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、当該処理受託者</u>	<u>土壌使用者（条例第69条の5第9項に規定する土壌使用者をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、当該土壌使用者</u>
<u>第59条の46第8号</u>	<u>処理受託者</u>	<u>土壌使用者</u>

<u>第 59 条の 46 第 9 号</u>	<u>当該委託に係る 条例汚染土壌の 処理を行う汚染 土壌処理施設の 名称及び</u>	<u>当該搬出先の条 例要措置区域等 の</u>
<u>第 59 条の 49 第 1 号</u>	<u>当該委託</u>	<u>土地の形質の変 更</u>
<u>第 59 条の 49 第 2 号</u>	<u>処理を担当した</u>	<u>土地の形質の変 更をした</u>
<u>第 59 条の 49 第 3 号</u>	<u>処理を終了した</u>	<u>土地の形質の変 更をした</u>
<u>第 59 条の 49 第 4 号</u>	<u>処理</u>	<u>土地の形質の変 更</u>
<u>第 59 条の 50</u>	<u>処理を終了した</u>	<u>土地の形質の変 更をした</u>
<u>第 59 条の 53 第 7 号</u>	<u>処理受託者</u>	<u>土壌使用者</u>
<u>第 59 条の 53 第 8 号</u>	<u>処理</u>	<u>土地の形質の変 更</u>

(第 59 条から第 88 条まで省略)

(第 59 条から第 88 条まで省略)

第 8 章の 2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減
(特定建築物の要件)

第 8 章の 2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減
(特定建築物の要件)

第 88 条の 2 条例第 141 条の 4 第 1 項に規定する規則で定める要件は、床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が 2,000 平方メートル以上であるものとする。

第 88 条の 2 条例第 141 条の 4 第 1 項に規定する規則で定める要件は、床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が 2,000 平方メートル以上であるもの （建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 18 条第 3 号に規定する建築物を除く。） とする。

(第 88 条の 3 から第 88 条の 9 まで省略)

(第 88 条の 3 から第 88 条の 9 まで省略)

第 9 章 地球環境の保全

第 9 章 地球環境の保全

第 1 節 温室効果ガスの排出の抑制

第 1 節 温室効果ガスの排出の抑制等

(地球温暖化対策計画の作成等)

(地球温暖化対策計画の作成等)

第 89 条

第 89 条

(第 1 項から第 5 項まで省略)

(第 1 項から第 5 項まで省略)

6 条例第 144 条第 3 項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書面を地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、揭示する等の方法により行うものとする。ただし、当該事項に公にすることにより地球温暖化対策事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合においては、それらの事項については公表することを要しない。

6 条例第 144 条第 3 項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書面を地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。ただし、当該事項に公にすることにより地球温暖化対策事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合においては、それらの事項については公表することを要しない。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(第 1 号及び第 2 号省略)

(第 7 項及び第 8 項省略)

(第 7 項及び第 8 項省略)

9 第 6 項の規定は、条例第 144 条第 4 項の規定による公表について準用する。この場合において、第 6 項中「地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、揭示する等の」とあるの

9 第 6 項の規定は、条例第 144 条第 4 項の規定による公表について準用する。この場合において、第 6 項中「地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又は」とあるのは、「環境

は、「環境創造局環境保全部環境管理課に備え置くことのほか、インターネットの利用その他適切な」と読み替えるものとする。

（地球温暖化対策計画の評価の通知等）

第 89 条の 2 条例第 144 条の 2 第 2 項の規定による評価の内容の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 地球温暖化対策事業者の名称
- (2) 地球温暖化対策事業者の所在地

（第 3 号及び第 4 号省略）

（第 2 項省略）

（第 89 条の 3 省略）

（地球温暖化対策事業者以外の者による地球温暖化対策計画の提出等）

第 89 条の 4 条例第 144 条の 4 第 2 項の規定による公表については、第 89 条第 9 項の規定（地球温暖化対策計画に係る公表に係る部分に限る。）を準用する。

第 2 節 フロン類の排出の抑制

第 90 条 条例第 146 条第 1 項に規定する規則で定めるフルオロカーボンは、次に掲げるもので冷媒及び断熱材として現に使用され、又は使用されていたものとする。

- (1) クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和 63 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に規定するもの
- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条第 3 項第 4 号に規定するもの

2 条例第 146 条第 2 項に規定する規則で定める機器は、一般消費者が通常生活の用に供する、エアコンディショナーその他の空気調和機器、電気冷蔵庫及び冷凍機とする。

第 3 節 再生可能エネルギーの導入

（再生可能エネルギーの導入の検討及び報告）

第 90 条の 2 条例第 146 条の 2 に規定する規則で定める建築物は、床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が 2,000 平方メートル以上である建築物とする。

（第 2 項及び第 3 項省略）

（第 90 条の 3 及び第 90 条の 4 省略）

創造局環境保全部環境管理課に備え置くことのほか、」と読み替えるものとする。

（地球温暖化対策計画の評価の通知等）

第 89 条の 2 条例第 144 条の 2 第 2 項の規定による評価の内容の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 地球温暖化対策事業者の名称
- (2) 地球温暖化対策事業者の所在地

（第 3 号及び第 4 号省略）

（第 2 項省略）

（第 89 条の 3 省略）

（地球温暖化対策事業者以外の事業者による地球温暖化対策計画の公表等）

第 89 条の 4 第 89 条第 9 項において読み替えて準用する同条第 6 項及び第 89 条の 2 の規定は、条例第 144 条の 4 第 3 項において読み替えて準用する条例第 144 条第 4 項及び条例第 144 条の 2 の規定の適用について準用する。この場合において、これらの規定中「地球温暖化対策事業者」とあるのは、「地球温暖化対策事業者以外の事業者」と読み替えるものとする。

第 2 節 削除

第 90 条 削除

第 3 節 再生可能エネルギーの導入

（再生可能エネルギーの導入の検討及び報告）

第 90 条の 2 条例第 146 条の 2 に規定する規則で定める建築物は、床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が 2,000 平方メートル以上である建築物 （建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 18 条第 3 号に規定する建築物を除く。） とする。

（第 2 項及び第 3 項省略）

（第 90 条の 3 及び第 90 条の 4 省略）

第 4 節 低炭素電気の普及の促進

（低炭素電気）

第 90 条の 5 条例第 146 条の 5 に規定する規則で定める電気は、次に掲げる電気を主に含む電気とする。

- (1) 再生可能エネルギーにより得られる電気（発電に伴い二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値を有すると市長が認めるものに限る。）

- (2) 工場等で発生する排熱その他これに類するものと市長が認めるエネルギーにより得られる電気
- (3) 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省令、環境省令第3号）第2条第4項に規定する係数の算出に用いることができる温室効果ガスの削減量により発電に伴い排出される温室効果ガスの量を削減したとみなされる電気
- (4) その他前3号に掲げる電気に類するものと市長が認める電気

（低炭素電気普及促進計画の作成等）

第90条の6 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画を毎年度作成し、8月末までに提出するものとする。ただし、当該年度の8月以降に特定電気供給事業者に該当することとなった者は、その翌年度から作成するものとする。

2 条例第146条の7第2項の規定による実施の状況の報告は、その翌年度における低炭素電気普及促進計画の提出と同時にを行うものとする。

3 条例第146条の7第3項の規定による公表は、次に掲げる事項を記載した書面を特定電気供給事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

- (1) 低炭素電気の普及の促進のための基本方針及び推進体制
- (2) 電気の供給に伴い排出される1キロワット時当たりの二酸化炭素の量及びその抑制のための計画
- (3) 販売のために調達した電気量及び条例第146条の6に規定する指針に定める区分に応じた当該電気量の内訳
- (4) その他市長が必要と認める事項

4 前項の規定は、条例第146条の7第4項の規定による公表について準用する。この場合において、前項中「特定電気供給事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又は」とあるのは、「環境創造局環境保全部環境管理課に備え置くことのほか、」と読み替えるものとする。

（非該当の届出）

第90条の7 条例第146条の8の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行うものとする。

- (1) 事業者の名称
- (2) 事業者の所在地
- (3) 特定電気供給事業者に該当しなくなった理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

（以下省略）

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

条例施行規則（現行）

条例施行規則（改正後）

(以下省略)

- 2 この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第59条の10及び第59条の11の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第65条第1項の規定による届出について適用する。
- 3 新規則第59条の29から第59条の31まで及び第59条の34の規定は、施行日から起算して14日を経過する日以後に土地の形質の変更に着手する者について適用する。
- 4 新規則第88条の2の規定は、施行日以後に行われる条例第141条の4第1項の規定による届出について適用する。
- 5 新規則第90条の2第1項の規定は、施行日以後に行われる条例第146条の2の規定による報告について適用する。

別表第1 (第3条、第3条の2、第13条第1項第7号及び第8号並びに第2項第2号から第6号まで、第33条第1項第2号及び第3号ア、第44条第1項並びに第68条第3号ア及びウ)

現 行			改正案		
条例別表の作業	作業の内容	施 設	条例別表の作業	作業の内容	施 設
58 写真の現像又は図面等の複写の作業	写真の現像又は図面等の複写の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 自動式フィルム現像洗浄施設(現像液を排出するもので、特定排水施設に限る。) (2) ガス現像式ジアゾ複写機(規格 A0版 以上のものに限る。)	58 写真の現像又は図面等の複写の作業	写真の現像又は図面等の複写の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 自動式フィルム現像洗浄施設(現像液を排出するもので、特定排水施設に限る。) (2) ガス現像式ジアゾ複写機(規格 A0 以上のものに限る。)
60 印刷、製版又は印刷物の加工の作業	印刷、製版又は印刷物の加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 動力印刷機(規格 B3版 以下のもの及び事務用機械を除く。) (2) 製版用現像洗浄施設(特定排水施設に限る。)	60 印刷、製版又は印刷物の加工の作業	印刷、製版又は印刷物の加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 動力印刷機(規格 B3 以下のもの及び事務用機械を除く。) (2) 製版用現像洗浄施設(特定排水施設に限る。)
(備考1から3まで省略)			(備考1から備考3まで省略)		

別表第13 (第13条第1項第5号、第38条及び第48条第2号)

騒音の規制基準

事業所において発生する騒音の許容限度は、次に定めるとおりとする。

(単位 dB (A))

地域 \ 時間	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時 まで及び午後6時から 午後11時まで	午後11時から 午前6時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55
工業専用地域	75	75	65
その他の地域	55	50	45

現行	改正案
<p>備考 1 (省略)</p> <p>2 「dB (A)」は、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位である。</p> <p>3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は<u>早い</u>動特性 (FAST) を用いることとする。</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 騒音の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。<u>ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のための工場集団化計画に基づいて造成された工場団地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点とする。</u></p> <p>6 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の基準値 (以下この表において「S」という。) が、当該隣接する地域の基準値 (以下この表において「S'」という。) より大きいとき、<u>当該事業所の敷地境界線のうち当該隣接する地域と接している敷地境界線</u>に適用される基準値は、$1/2(S + S')$ とする。</p> <p>(備考7及び備考8省略)</p>	<p>備考 1 (省略)</p> <p>2 「dB (A)」<u>と</u>は、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位<u>をいう</u>。</p> <p>3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は<u>速い</u>動特性 (FAST) を用いることとする。</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 騒音の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。</p> <p>6 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の基準値 (以下この表において「S」という。) が、当該隣接する地域の基準値 (以下この表において「S'」という。) より大きいとき<u>の当該事業所の他の地域に隣接する敷地の境界線</u>に適用される基準値は、$1/2(S + S')$ とする。</p> <p>(備考7及び備考8省略)</p>

振動の規制基準

事業所において発生する振動の許容限度は、次に定めるとおりとする。

(単位 dB)

地 域	時 間	
	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	60	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	60
工業専用地域	70	65
その他の地域	60	55

現 行	改正案
備考 1 (省略) 2 「dB」は、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位である。 3 (省略) 4 振動の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。 <u>ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のための工場集団化計画に基づいて造成された工場団地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点とする。</u> (備考5及び備考6省略) 7 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の基準値が当該隣接する地域の基準値より大きいとき、 <u>当該事業所の敷地境界線のうち当該隣接する地域と接している敷地境界線</u> に適用される基準値は、当該事業所の属する地域の基準値から5dBを減じたものとする。 (備考8及び備考9省略)	備考 1 (省略) 2 「dB」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。 3 (省略) 4 振動の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。 (備考5及び備考6省略) 7 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の基準値が当該隣接する地域の基準値より大きいとき、 <u>当該事業所の他の地域に隣接する敷地の境界線</u> に適用される基準値は、当該事業所の属する地域の基準値から5dBを減じたものとする。 (備考8及び備考9省略)

条例要措置区域台帳（現行）

整理番号		指定番号・指定年月日		所在地		
調製・訂正年月日						
条例要措置区域の概況				面積		
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した条例土壤汚染状況調査の結果により指定された条例要措置区域にあつては、その旨及び当該省略の理由						
条例要措置区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	調査の契機	調査を行った特定有害物質の種類	土壤の汚染状態	地下水の汚染状態 (溶出基準不適合の場合)	指定調査機関の名称
				適合・不適合		
				適合・不適合		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤の搬出	汚染土壤 の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	

(A4)

条例要措置区域台帳（改正案）

整理番号		指定番号・指定年月日		所在地		
調製・訂正年月日						
条例要措置区域の概況				面積		
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった条例土壤汚染状況調査の結果により指定された条例要措置区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類						
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した条例土壤汚染状況調査の結果により指定された条例要措置区域にあつては、その旨及び当該省略の理由						
条例要措置区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	調査の契機	調査を行った特定有害物質の種類	土壤の汚染状態	地下水の汚染状態 (溶出基準不適合の場合)	指定調査機関の名称
				適合・不適合		
				適合・不適合		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤の搬出	条例汚染土壤 の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	

(A4)

条例形質変更時要届出区域台帳（現行）

整理 番号		指定番号・指定 年月日		所 在 地		
調製・訂正年月日						
条例形質変更時要届出区 域の概況				面 積		
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区 画の選定等又は試料採取等を省略した条例土壌 汚染状況調査の結果により指定された条例形質 変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省 略の理由						
汚染の除去等の措置が講じられた条例形質変更 時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の 除去等の措置						
規則第59条の28第1項第4号から第6号までに 該当する区域 にあつては、その旨						
条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 内 の 土 壌 の 汚 染 状 態	報 告 受 理 年 月 日	調 査 の 契 機	調 査 を 行 っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類	土 壌 の 汚 染 状 態	地 下 水 の 汚 染 状 態 (溶 出 量 基 準 不 適 合 の 場 合)	指 定 調 査 機 関 の 名 称
				適 合 ・ 不 適 合		
				適 合 ・ 不 適 合		
				適 合 ・ 不 適 合		
土 地 の 形 質 の 変 更 の 実 施 状 況	届 出 (着 手) 時 期	完 了 時 期	土 地 の 形 質 の 変 更 の 種 類	実 施 者	土 壌 の 搬 出	汚 染 土 壌 の 処 理 方 法
					有 ・ 無	
					有 ・ 無	
					有 ・ 無	

(A4)

条例形質変更時要届出区域台帳（改正案）

整理 番号		指定番号・指定 年月日		所 在 地		
調製・訂正年月日						
条例形質変更時要届出区 域の概況				面 積		
<u>最大形質変更深さより1メートルを超える深さ の位置について試料採取等の対象としなかった 条例土壌汚染状況調査の結果により指定された 条例形質変更時要届出区域にあつては、その旨、 当該試料採取等の対象としなかった深さの位置 及び特定有害物質の種類</u>						
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区 画の選定等又は試料採取等を省略した条例土壌 汚染状況調査の結果により指定された条例形質 変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省 略の理由						
汚染の除去等の措置が講じられた条例形質変更 時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の 除去等の措置						
規則第59条の28第1項第4号から第6号までに <u>該当する土地</u> にあつては、その旨						
条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 内 の 土 壌 の 汚 染 状 態	報 告 受 理 年 月 日	調 査 の 契 機	調 査 を 行 っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類	土 壌 の 汚 染 状 態	地 下 水 の 汚 染 状 態 (溶 出 量 基 準 不 適 合 の 場 合)	指 定 調 査 機 関 の 名 称
				適 合 ・ 不 適 合		
					適 合 ・ 不 適 合	
土 地 の 形 質 の 変 更 の 実 施 状 況	届 出 (着 手) 時 期	完 了 時 期	土 地 の 形 質 の 変 更 の 種 類	実 施 者	土 壌 の 搬 出	<u>条例汚染土 壌</u> の 処 理 方 法
					有 ・ 無	
						有 ・ 無
					有 ・ 無	

(A4)

条例基準適合地台帳（現行）

整理番号				所在地	
調製・訂正年月日					
条例基準適合地の概況				面積	
条例基準適合地の条例 土壌 汚染状況 調査 の内容	報告受理年月日	調査の契機	調査を行った 特定有害物質の種類		指定調査機関の 名称

(A4)

条例基準適合地台帳（改正案）

整理番号				所在地	
調製・訂正年月日					
条例基準適合地の概況				面積	
<u>最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類</u>					
条例基準適合地の条例 土壌 汚染状況 調査 の内容	報告受理年月日	調査の契機	調査を行った 特定有害物質の種類		指定調査機関の 名称

(A4)